

会 議 録

名 称	平成28年度 第2回松山市商工業立地促進審議会	
事 務 局	産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 FAX 089-934-1844	
開催日時	平成28年10月18日(火)13:30~15:30	
開催場所	松山市役所 本館8階 8-1会議室	
出席者	委 員	[委員] 伊賀上 恵子、桐木 陽子、熊谷 環、千葉 幸治、松本 三夫、三好 博、 和田 寿博(50音順、敬称略、計7名) [講師] 株式会社いよぎん地域経済研究センター 主任研究員 山崎 浩平 氏
	事務局	平野産業経済部長、中島産業経済副部長、宇野地域経済課長、ほか
議 題	講演 「松山市産業連関表の活用について」(山崎氏) 議題 企業立地の促進に係る支援について	

■議題 企業立地の促進に係る支援について

【A委員】

- 奨励金の対象を考えると、松山市に何らかの財産が残されることが理想であるが、それ以外では何かを広めるきっかけづくりなどの位置づけだと理解している。その文脈で考えると、高齢者の活用や女性の働き手としての活躍の幅の拡大というのは、きっかけづくりとして非常に意義のあることと思っている。ただ、転勤者に対する補助については、転勤者は自らの意思で来ているわけでもなければ出ていくわけでもないため、これが松山市にとって本当に意味があるのか少し疑問に感じた。
- 新たな対象業種である植物工場の定義は、単なるビニールハウスを植物工場という人もいれば、半導体の工場のような大規模施設を植物工場というような人もいて、この言葉の定義が必要と感じている。
- 改正の項目や補助対象が精緻化されて、非常に充実した形になっていると思うが、反面、補助を受ける企業の負担が重くなると、あまり活用されないことにもなりかねないので、出来る限り企業にとって補助金交付の事務処理がやり易い事務フローなど、配慮が必要であると感じた。

【事務局】

- 転勤者への補助で、地方創生の流れから税金の不均一課税の制度があり、東京から本社機能などが移った事業所で雇用が生まれる場合、そのうちの半分以上が首都圏からの転勤者であれば固定資産税が3年間減免される制度が全国にあり、松山市も今年の9月30日に施行している。愛媛県や松山市もこの流れで取り組んでおり、首都圏から地方へどのように人口を移動していくか、その中に転勤者というものもある。転勤者の場合家族連れで来られる方もいて、当然お子さんであれば松山市内の学校に通われたり奥様方も友達が出来たりとか、あるいは仕事したりする場合ですと次の転勤の時にご主人だけが単身で行かれることがあり、また家を構えた場合ご主人が退職になってそこに戻ってくるということもある。全国的な流れでは非常に意義があり、まさに移住、それから定着、定住を目指すためには、こういう制度はある一定の効果があるのではないかと考えて、今回設けさせていただいた。松山の企業の例を挙げてみると、研究開発拠点を松山市に来ていただいて転勤者もいるが、そこで何が起こるかという、研究開発拠点ですので様々の高度な人材が集まりまた研修をしたり、今でも工場見学のために近くの子供たちが訪問したりなど、松山市の人材のボトムアップにも繋がっているため、都市部からの転勤者が来るとそのような副次的な効果もあるのではないかと考えて設けさせていただいた。
- 植物工場については、補助金の対象として一定の設備投資額以上となるので、一般的な農業のビニールハウスというのは、おそらく対象外になるのではないかと考えている。

【B委員】

- 女性や高齢者の雇用に対して上乗せ補助を行うというのは、具体的にどのような雇用に対してということか、また、その前段で働き方改革なども入っているが、これは女性や高齢者に限ったことではないですが、このあたりがどうかという点を教えていただきたい。
- 企業が負担する保育所や託児所にかかる費用とあるが、説明では保育料に対してということであったが、今、内閣府所管で、企業主導型の保育事業を推進しているが、松山市として何に対して補助をするのかを教えていただきたい。
- 交付方法を10年間の分割払いとするについて、回収のリスクを減らすということですが、以前「回収できていないことはない」ということであつたと思うが、10年間の分割払いは企業にとって少し利用し辛くなるのではないかと懸念されるのですが、このあたりを教えていただきたい。
- 庁内体制の見直しだが、これまでの庁内体制を図式化したものは、前回は示されていない。図式化されたものが新たに出るのか。また、農業委員会などは大体どういうところが予想されるのか。事例によって体制を組み替えるということなのか、教えていただきたい。
- 託児所の件で、内閣府の助成金で整備費に3/4の補助、運営費は認可施設並みの補助があるが、それに市の追加補助は難しいのか。資金力のある企業だけではなく小さな企業でもできるようなすごく良い助成金だと思っていたので、市の補助もプラスされるのであれば、事業所内保育事業も進み、待機児童ゼロも夢ではないのではないかと懸念される。今後は、保育士さんの確保について懸念されるが、助成金については出来るだけ使いやすい制度になるように考えていただきたい。

【事務局】

- 働き方改革について、今、政府の方で議論しているのは非正規雇用から正社員化へというようなことがあり、そのところをこの条例案に盛り込んでいて、働き方改革のところはある程度補足していると考えている。
- 保育料の件では、もちろん託児所の託児料も含めての対応になると考えている。
- 10年間の分割の件では、今まではある程度回収が上手くいっていたが、今後も回収が上手くいくかは分からないので、リスクヘッジのためにこの分割を設ける必要がある。なぜ10年間の分割かというと、例えば補助金を出してすぐ撤退となると、それが回収できなくなるというリスクもあれば中長期の視点で松山市に根付いていただきたいということもあるので、そのインセンティブになればと考えている。そのようなことから10年間の分割にしたが、今までの補助金よりも率を多少アップすることにより結果的には10年間いたら以前の制度と比べるとプラスになるということで、松山市にとっても企業にとってもプラスであると考えている。
- 庁内体制の件では、それぞれの事案によって農地の転用であれば農業委員会であり土地の開発行為や用途地域の見直しなどは都市整備部となるが、最初はその都市整備部や産業経済部を中心としながら、関係各課がオブザーバー的に参加することで対応したいと思っている。新しく組織が出来るとかではなく部局横断的に委員会のようなものを立ち上げて、企業の立地事案があった場合にまず情報共有を図りながら窓口を一本化して、松山市として最善の方法で対応したいという、そういう組織づくりを目指そうというものである。
- 国の助成金への追加補助であるが、二重投資のようなところは避けたいと思っている。

【C委員】

- 事務局の説明を聞き、一つ一つに意図をもって設定していることが分かった。特に転勤の方を対象とした箇所はとても共感した。子育て中のお母さんでご主人が転勤族の場合、子どもが小学校入学までに住んだ場所でその後も暮らしたい、と話すのを多く聞く。転勤族の方に松山に来てもらっても、すぐに2・3年で移動するとなると残念。長くいてもらうための対策はとても良いと思う。
- 特に移住されたお子さんが、7歳位までに居住して小学校へ入学すると、そのまま定住したいという感じになると思う。

【D委員】

- シルバーという観点から、昨今定年が65歳ということで以前であれば60歳定年で退職をしていたが、これからは増々そういう方々が仕事をする中で、今回の条例改正では高齢者の部分についても取り入れているので良いと思う。
- ヒアリング、アンケートの調査結果など時間が無い中で深堀はできないが、このあたりも事務局としてかなり突っ込んだところまでヒアリングしているという感想である。

- 市税を投入する部分であり、裏を返せば我々の税金をその部分に投資していくのだが、今回は雇用奨励金の見直しなどによって捻出しているが、今後もどどんお金を使うのではなく上手く使ってもらいたい。

【E委員】

- 企業が負担する保育所や託児所の保育料補助ということではなく、待機児童をゼロにするために企業内託児所、保育所を造ることへの補助はどうなのか。今、企業が保育料や託児料の負担をしているところは、あまりはないと思っている。今は入りにくいのが問題であって託児料を払うのが問題ではないので、市から託児所などを造っていくと待機児童もゼロになり女性も働きたくなる。なぜ女性が正社員にこだわるかという、例えば子供が突然熱を出したときに男性ではなく女性が休むことになると思うが、そうすると重要な仕事をしたくてもできないということになる。例えば、その企業の方で預かって託児とか病児保育などを担ってもらえれば、安心して働ける。子供が熱を出すのも小学校に上がるまでくらいなので、それまでの短い間だけでも協力してくれる企業があれば良いと思う。
- 対象産業の見直しで、娯楽業は公園を無くすと遊園地だけになるのか。ボーリング場などのスポーツ施設はこの娯楽業ではないのか。そうであると、遊園地に限るといふことか。

【事務局】

- 託児所の建設の件で、この分野は松山市も子ども子育て担当部という専用の部署を新設して、そこで重点的に行っている。また、内閣府の補助金をみるとかなり高い補助率で非常にインセンティブが働くような内容になっていて、初期投資の建設費の部分と運営費の部分に助成制度があり、かなり手厚い状況になっている。そこは今、保育幼稚園課が主体となっているので、そこは見送らせてもらっている。今回、保育料や託児料の補助制度を設けているのは、例えば、株式上場の企業でも皆さんの知らないような企業が沢山あって、その企業が松山に来た時に皆さんがこの企業のよし悪しを判断できないことがある場合、例えば、今、1歳くらいのお子さんがいて、リタイア、あるいは休職しているような方が、保育料の補助制度を設けている企業に採用の応募をしようとなり、もう少し調べると実は上場企業であったとかで市民の皆さんの人気が出れば、今回の補助制度がその企業の後押しにもなるので、こういったことも含めてこのような制度を導入しようと考えている。
- 対象産業の見直しで、娯楽業は遊園地に限っている。

【F委員】

- 前回の審議会で提案した女性活躍の推進の対応等については、この改正案で女性とか高齢者の雇用に対する上乗せ等が示されていた。他に企業の負担軽減となる保育料の補助というのは、大変良いと思っている。
- 働き方に対しても、短期間従業員などを対象外として正規雇用を促進するという意味から良いと

思う。そして転勤者の補助についても、いずれIターンすることの結果を長期的に期待していることから、国の地方創生と連動した形になっているのではないかと考えている。

- 新規立地や増設された企業に出来る限り根付いてもらうという観点から、奨励金の交付を10年間というのは良いのではないかと。また、製造業などの増やしたい産業の立地を後押しする改正となっており、良いのではないかと考えている。
- 具体的な補助率など細かい数字については事務局の方に任せたいと思うが、他の委員からもあった過度な市民負担にはならないように考えてもらいたい。

【G委員】

- 提案のあった条例改正案については、今日も議論が活発に集中している国の働き方改革や女性、高齢者の活躍、転勤者に対する対応なども意見が集中して、国としても地方としても、正規雇用を奨励するようなことが出てきていると思うので、企業立地促進ということを更に進めるために、そういった政策を使って工夫された案になっていると考えている。
- 委員から他に出た意見として、リスクの問題や庁内体制の改革なども話題になったが、これらについても一括した条例案にしてもらえればと考えている。他にも、税金の有効活用という意見が出ているので、その点も熟考したものにしていただきたい。
- 詳細なことについては事務局に一任して、また次回に改正条例案を示していただくようお願いする。

【事務局】

- 今回の条例改正についてパブリックコメントを実施する。このパブリックコメントでのご意見があれば、その内容も含めて検討していく。次回の審議会にて、改正条例案をご提示させていただく。